

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和5年8月15日(2023.8.15)

【公開番号】特開2023-60324(P2023-60324A)

【公開日】令和5年4月27日(2023.4.27)

【年通号数】公開公報(特許)2023-079

【出願番号】特願2023-37032(P2023-37032)

【国際特許分類】

G 06 Q 50/10(2012.01)

10

G 06 Q 20/18(2012.01)

【F I】

G 06 Q 50/10

G 06 Q 20/18

【手続補正書】

【提出日】令和5年8月4日(2023.8.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

後払い式の駐車場を管理する駐車場管理システムであって、
精算機と、

管理サーバと

を含み、

前記管理サーバは、

前記駐車場からの出庫時に、精算リクエストを前記駐車場のユーザの通信端末から受信し、 30

前記駐車場からの出庫時に、入庫時に前記駐車場の位置において取得されたユーザ固有情報である入庫時ユーザ固有情報と同じ種類のユーザ固有情報であって出庫時に前記駐車場の位置においてユーザが前記通信端末上で特定したものである出庫時ユーザ固有情報を前記通信端末から受信し、

前記精算リクエストを前記通信端末から受信した後に、前記入庫時ユーザ固有情報と前記出庫時ユーザ固有情報との間の照合に成功することを条件に、駐車料金データを前記通信端末に送信し、

前記通信端末は、受信した駐車料金データに基づいて前記駐車料金について電子決済を行ふために電子決済リクエストを前記管理サーバを経由するかまたは経由することなく決済サーバに送信する駐車場管理システム。 40

【請求項2】

前記通信端末および／または前記管理サーバは、前記通信端末を用いることにより、ユーザが前記駐車場の近傍にいるか否かを判定し、ユーザが前記駐車場の近傍にいると判定された場合に、前記電子決済を許可する電子決済許可機能を有する請求項1に記載の駐車場管理システム。

【請求項3】

前記通信端末は、自身の現在位置を測定する測位機能を有し、

前記電子決済許可機能は、前記通信端末および／または前記管理サーバにより、前記測位機能による測位結果に基づき、ユーザが前記駐車場の近傍にいることを条件に、前記電 50

子決済を許可する機能を有する請求項 2 に記載の駐車場管理システム。

【請求項 4】

当該駐車場管理システムは、さらに、前記通信端末との間で近距離無線通信を行う近距離無線通信部を含み、

前記電子決済許可機能は、前記通信端末および／または前記管理サーバにより、前記通信端末と前記近距離無線通信部との間に近距離無線通信が確立されることを条件に、前記電子決済を許可する機能を有する請求項 2 に記載の駐車場管理システム。

【請求項 5】

請求項 1 ないし 4 のいずれかに記載の駐車場管理システムを用いて前記駐車場を管理するために前記通信端末によって実行されるプログラム。 10

【請求項 6】

請求項 1 ないし 4 のいずれかに記載の駐車場管理システムを用いて前記駐車場を管理するために前記管理サーバによって実行されるプログラム。

【請求項 7】

後払い式の駐車場を管理する駐車場管理システムであって、

精算機と、

管理サーバと、

前記駐車場のユーザの通信端末においてコンピュータによって実行されるプログラムとを含み、

そのプログラムは、

前記通信端末が、前記駐車場からの出庫時に、精算リクエストを前記管理サーバに送信する精算リクエスト送信機能と、

前記通信端末が、前記駐車場からの出庫時に、入庫時に前記駐車場の位置において取得されたユーザ固有情報である入庫時ユーザ固有情報と同じ種類のユーザ固有情報であって出庫時に前記駐車場の位置においてユーザが当該通信端末上で特定したものである出庫時ユーザ固有情報を前記管理サーバに送信するユーザ固有情報送信機能と、

前記通信端末が、前記精算リクエストを前記管理サーバに送信した後に、前記入庫時ユーザ固有情報と前記出庫時ユーザ固有情報との間の照合に成功することを条件に、前記管理サーバから駐車料金データを受信する駐車料金データ受信機能と、

前記通信端末が、受信した駐車料金データに基づいて前記駐車料金について電子決済を行ふために電子決済リクエストを前記管理サーバを経由するかまたは経由することなく決済サーバに送信する電子決済リクエスト送信機能と

を実現するために実行される駐車場管理システム。

【請求項 8】

請求項 5 に記載のプログラムをコンピュータ読み取り可能に記録した記録媒体。

【請求項 9】

請求項 6 に記載のプログラムをコンピュータ読み取り可能に記録した記録媒体。

【請求項 10】

請求項 7 に記載のプログラムをコンピュータ読み取り可能に記録した記録媒体。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0032】

その課題を解決するために、本発明の第 1 の側面によれば、後払い式の駐車場を管理する駐車場管理システムであって、

精算機と、

管理サーバと

を含み、

10

20

30

40

50

前記管理サーバは、

前記駐車場からの出庫時に、精算リクエストを前記駐車場のユーザの通信端末から受信し、

前記駐車場からの出庫時に、入庫時に前記駐車場の位置において取得されたユーザ固有情報である入庫時ユーザ固有情報と同じ種類のユーザ固有情報であって出庫時に前記駐車場の位置においてユーザが前記通信端末上で特定したものである出庫時ユーザ固有情報を前記通信端末から受信し、

前記精算リクエストを前記通信端末から受信した後に、前記入庫時ユーザ固有情報と前記出庫時ユーザ固有情報との間の照合に成功することを条件に、駐車料金データを前記通信端末に送信し、

前記通信端末は、受信した駐車料金データに基づいて前記駐車料金について電子決済を行うために電子決済リクエストを前記管理サーバを経由するかまたは経由することなく決済サーバに送信する駐車場管理システムが提供される。

また、本発明の第2の側面によれば、後払い式の駐車場を管理する駐車場管理システムであって、

精算機と、

管理サーバと、

前記駐車場のユーザの通信端末においてコンピュータによって実行されるプログラムとを含み、

そのプログラムは、

前記通信端末が、前記駐車場からの出庫時に、精算リクエストを前記管理サーバに送信する精算リクエスト送信機能と、

前記通信端末が、前記駐車場からの出庫時に、入庫時に前記駐車場の位置において取得されたユーザ固有情報である入庫時ユーザ固有情報と同じ種類のユーザ固有情報であって出庫時に前記駐車場の位置においてユーザが当該通信端末上で特定したものである出庫時ユーザ固有情報を前記管理サーバに送信するユーザ固有情報送信機能と、

前記通信端末が、前記精算リクエストを前記管理サーバに送信した後に、前記入庫時ユーザ固有情報と前記出庫時ユーザ固有情報との間の照合に成功することを条件に、前記管理サーバから駐車料金データを受信する駐車料金データ受信機能と、

前記通信端末が、受信した駐車料金データに基づいて前記駐車料金について電子決済を行うために電子決済リクエストを前記管理サーバを経由するかまたは経由することなく決済サーバに送信する電子決済リクエスト送信機能と

を実現するために実行される駐車場管理システムが提供される。

また、本発明のあるアスペクトによれば、後払い式の駐車場を管理する駐車場管理システムであって、

精算機と、

管理サーバと

を含み、

前記駐車場のユーザは、通信端末を有しており、

その通信端末は、

前記駐車場からの出庫時に、精算リクエストを前記管理サーバに送信する精算リクエスト送信機能と、

前記駐車場からの出庫時に、入庫時に前記駐車場の位置において取得されたユーザ固有情報である入庫時ユーザ固有情報と同じ種類のユーザ固有情報であって出庫時に前記駐車場の位置においてユーザが当該通信端末上で特定したものである出庫時ユーザ固有情報を前記管理サーバに送信するユーザ固有情報送信機能と、

前記精算リクエストを前記管理サーバに送信した後に、前記入庫時ユーザ固有情報と前記出庫時ユーザ固有情報との間の照合に成功することを条件に、前記管理サーバから駐車料金データを受信する駐車料金データ受信機能と、

その受信した駐車料金データに基づいて前記駐車料金について電子決済を行うために電

10

20

30

40

50

子決済リクエストを前記管理サーバを経由するかまたは経由することなく決済サーバに送信する電子決済リクエスト送信機能を有する駐車場管理システムが提供される。

また、本発明の一側面によれば、後払い式の駐車場を管理する駐車場管理システムであって、

前記駐車場からの出庫時に、駐車時間に基づいて駐車料金の額を計算する計算機能と、駐車料金を電子決済を除く非電子決済方法であって現金決済またはカード決済を含むもので決済する非電子決済機能とを有する精算機と、

その精算機との間で通信を行う管理サーバと
を含み、

前記駐車場のユーザは、通信端末を有しており、

その通信端末は、

前記駐車場からの出庫時に、精算リクエストを前記管理サーバに送信する精算リクエスト送信機能と、

前記駐車場との関係において前記ユーザに固有であるかまたは前記駐車場とは無関係に前記ユーザに固有であるユーザ固有番号を出庫時に前記ユーザが当該通信端末上で特定して前記管理サーバに送信するユーザ固有番号送信機能と

を有し、

前記管理サーバは、前記精算リクエストを受信すると、前記受信したユーザ固有番号に関連付けて前記精算機によって計算された駐車料金の額を表す駐車料金データを前記通信端末に送信するか、または、前記駐車場に関する駐車の状況を表す駐車情報であって前記受信したユーザ固有番号に関連付けて前記精算機から受信したものに基づいて当該管理サーバが駐車料金の額を計算してそれを表す駐車料金データを前記通信端末に送信する駐車料金データ送信機能を有し、

前記通信端末は、さらに、受信した駐車料金データに基づいて前記電子決済を行うために電子決済リクエストを前記管理サーバを経由するかまたは経由することなく決済サーバに送信する電子決済リクエスト送信機能を有し、

前記決済サーバは、前記電子決済リクエストを受信すると、前記精算機または前記管理サーバによって計算された駐車料金について前記電子決済を行う電子決済機能を有する駐車場管理システムが提供される。

10

20

30

40

50